

掛川市告示第34号

掛川市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第68号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

掛川市長 松井三郎

第3の(2)のイ中「交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で障害の程度」を「交付を受け、その身体障害程度等級」に改め、第3の(2)のウを次のように改める。

ウ 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの

第3の(2)に次のように加える。

エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

オ その他市長が特に認めるもの

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。